

## 福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱

制 定	平成18年	6月	1日	18農技第	889号
一部改正	平成19年	4月	2日	19農技第	2号
	平成19年	7月	19日	19農技第	2521号
	平成20年	4月	1日	20経技第	1号
	平成21年	4月	1日	21経技第	9号
	平成22年	4月	1日	21経技第	5431号
	平成23年	4月	1日	22経技第	5511号
	平成24年	4月	1日	23経技第	5593号
	平成25年	4月	1日	24経技第	6642号
	平成26年	2月	28日	25経技第	2282号
	平成26年	4月	1日	25経技第	6997号
	平成27年	4月	1日	26経技第	6261号
	平成27年	7月	29日	27経技第	1604号
	平成28年	4月	1日	27経技第	6433号
	平成29年	4月	3日	28経技第	6612号
	平成30年	4月	1日	29経技第	7076号
	平成31年	4月	26日	31経技第	16号
	令和 元年	7月	12日	1経技第	746号
	令和 2年	4月	1日	1経技第	2071号
	令和 2年	5月	1日	2経技第	400号
	令和 2年	10月	14日	2経技第	3944号
	令和 2年	12月	28日	2経技第	5923号
	令和 3年	4月	1日	2経技第	6830号
	令和 3年	4月	5日	3経技第	2991号
	令和 4年	2月	17日	3経技第	5349号
	令和 4年	4月	1日	3経技第	6108号
	令和 5年	4月	1日	4経技第	6592号
	令和 6年	4月	1日	5経技第	3049号
	令和 7年	4月	1日	6経技第	2964号
	令和 7年	7月	4日	7経技第	1269号
	令和 8年	4月	1日	7経技第	3629号

第1条 知事は、本県農林漁業の振興に向けた経営能力に優れた担い手の育成と競争力ある産地づくりのため、別表に掲げる事業に要する経費について、市町村、県域農業団体、農業協同組合、農業者等、及び農業者等を構成員とする協議会等並びに農業協同組合、営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、その他農業者の組織する団体をいう。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。以下同じ。）、女性農林漁業者、女性農林漁業者組織及び知事が適当と認める特認団体等に助成する市町村（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助の対象及び補助率等）

第2条 事業名及び目的、対策名及び事業の種類、事業実施主体、採択基準、補助金

交付の対象となる経費、施設区分及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっているもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体は補助の対象としない。

（経費の流用の禁止）

第3条 市町村等の長は、別表の事業番号欄に掲げる1から9までの事業に係る経費の事業相互間の流用をしてはならない。

（事業実施計画の承認）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県経営技術支援対策関係事業実施計画承認申請書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 知事は、提出された実施計画書の内容が別表に定める採択基準等を満たし、かつ、その内容が適正と認められるときは、計画の承認を行い、その旨を市町村等の長に通知するものとする。
- 3 事業の実施計画の重要な変更については、第1項及び第2項に準じて行うものとする。
- 4 前項の事業の実施計画の重要な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げる内容とする。ただし、入札結果等による補助金額の減額変更のみの場合は除く。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村等の長は、前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた市町村等の長は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（申請内容の変更承認等）

第8条 市町村等の長は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄に

掲げる変更をしようとするときは、福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村等の長は、同項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 市町村等の長は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、福岡県経営技術支援対策関係事業中止（廃止）申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払）

第10条 市町村等の長は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金概算払請求書（様式第5号。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（状況報告等）

第11条 市町村等の長は、別表の事業番号欄に掲げる7及び9の事業に着手したときは、速やかに福岡県経営技術支援対策関係事業着手報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により事業実施主体が補助金の交付決定前に事業に着工（機械の発注を含む。）する必要がある場合には、市町村等の長は、その理由を明記した福岡県経営技術支援対策関係事業交付決定前着工届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

- 2 別表の事業番号欄に掲げる7及び9以外の事業において、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により事業実施主体が補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、市町村等の長は、その理由を明記した福岡県経営技術支援対策関係事業交付決定前着工届（様式第7号-2）を知事に提出しなければならない。

この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

- 3 市町村等の長は、補助金の交付決定に係る年度の11月30日（6の事業については12月31日）現在において、福岡県経営技術支援対策関係事業遂行状況報告書（様式第8号、6の事業については様式第8号-2）を作成し、当該年度の12月10日（6の事業については1月10日）までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

- 4 市町村等の長は、別表の事業番号欄に掲げる7及び9の事業が完了したときは、速やかにかつ、事業が完了した年度内に福岡県経営技術支援対策関係事業完了報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業が完了しない場合の手続き等)

第12条 市町村等の長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 市町村等の長は、福岡県経営技術支援対策関係事業実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)を別表の事業番号欄に掲げる1、2、3、4、5及び8の事業については、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日まで、6、7及び9の事業については、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する国の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、前項の実績報告書を提出する場合、第5条第2項ただし書に該当した事業実施主体において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 市町村等の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第11号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、市町村等の長は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則(昭和31年農林水産省令第18号)第5条の別表に定められた期間とする。

2 規則第20条第1項第2号の機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるものは、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の提出)

第15条 この要綱の規定により市町村等の長が知事に提出する書類は、原則として市町村長にあっては正副2部(所轄農林事務所長を経由)、その他の長にあっては1部とする。

(関係書類の整備)

第16条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行し、平成18年度から令和9年度までの適用とする。

(要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱については廃止する。
  - (1) 福岡県農業経営指導強化対策事業費補助金交付要綱（平成17年6月1日17農技第94号農政部長通知。）
  - (2) 農村女性チャレンジ支援事業費補助金交付要綱（平成17年6月20日17農技第567号農政部長通知。）
  - (3) 直売所で拓く明日の地域農業支援事業費補助金交付要綱（平成17年6月20日17農技第524号農政部長通知。）
  - (4) 農村女性組織等食農教育活動事業費補助金交付要綱（平成17年6月9日17農技第327号農政部長通知。）
  - (5) 福岡県農業青年クラブ連絡協議会研修事業費補助金交付要綱（昭和48年12月17日48農技第1607号農政部長通知。）
  - (6) 福岡県農業生産資材効率化事業費補助金交付要綱（平成15年8月18日農技第4号農政部長通知。）
  - (7) 福岡県農用地土壌健全化等対策事業費補助金交付要綱（昭和46年6月14日46改第780号農政部長通知。）
  - (8) 福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証事業費補助金交付要綱（平成15年8月18日15農技肥第17号農政部長通知。）

(経過措置)

- 3 2の規定により廃止される要綱に基づき、平成18年5月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の福岡県農業技術・担い手対策等事業費補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度から平成24年度までの適用とする。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の規定により交付を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年度から平成26年度までの補助金について適用する。

ただし、別表の事業番号欄に掲げる6及び7の事業については平成24年度まで、また9の事業については平成25年度までの適用とする。

(要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱については廃止する。

福岡県後継人材育成対策等事業費補助金交付要綱(平成12年8月23日12農政企第30号農政部長通知。)

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年度から平成26年度までの補助金について適用する。

ただし、別表の事業番号欄に掲げる6及び9の事業については平成25年度まで、また7の事業については平成27年度までの適用とする。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の福岡県経営技術支援対策

関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

ただし、別表の事業番号欄に掲げる6の事業については平成28年度まで、また7の事業については平成27年度までの適用とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度の補助金から適用する。

ただし、別表の事業番号欄に掲げる2の事業については平成28年度までの適用とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年7月29日から施行し、改正後の福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度の補助金から適用する。

ただし、別表の事業番号欄に掲げる2の事業については平成28年度までの適用とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

ただし、別表の事業番号欄に掲げる2の事業については平成28年度まで、また5から8までの事業については平成29年度までの適用とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行し、改正後の福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

ただし、別表の事業番号欄に掲げる1の事業については平成29年度まで、また3及び4の事業については平成30年度までの適用とする。

(経過処理)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、令和2年10月14日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、令和2年12月28日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和3年4月5日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年2月17日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。